

ヘルパーステーション モルス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社モルスが開設する指定ヘルパーステーション モルス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護または札幌市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「札幌市訪問介護相当型サービス」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修及び介護職員初任者研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または札幌市訪問介護相当型サービスに対し、適正な指定訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 札幌市訪問介護相当型サービスの訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション モルス
- 二 所在地 札幌市中央区北11条西14丁目1番72号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤兼務 定期巡回モルス24管理者を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護員業務の提供に当たるものとする。
- 二 サービス提供責任者 8人
（常勤サービス提供責任者3人・非常勤サービス提供責任者5人）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・札幌市訪問介護相当型サービス介護計画の作成等を行う。

- 三 訪問介護員 43人（常勤職員 人、非常勤職員 43人）
訪問介護員は、訪問介護〔介護予防訪問介護〕の提供に当たる。
- 四 事務職員 0人（非常勤職員0人）
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスの内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または札幌市が定める基準によるものとし、当該訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割までの間の額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護札幌市訪問介護相当型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - 一 事業の実施地域を越えてから、片道10キロ未満 500円
 - 二 事業の実施地域を越えてから、片道10キロ以上 1,000円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第7条 訪問介護員等は、訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 指定訪問介護または札幌市訪問介護相当型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の仕事の実施地域)

第9条 通常の仕事の実施地域は、札幌市中央区・西区・北区・豊平区・手稲区の区域とする。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3カ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社モルス代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月27日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施工する。